

小松島市で新婚生活を 始められる方を応援します!!

小松島市で新婚生活を始められる方に対して、生活にかかる住宅費（住宅購入にかかった費用、家賃、敷金、礼金、共益費等）や、引越し費用を補助します。

補助金額

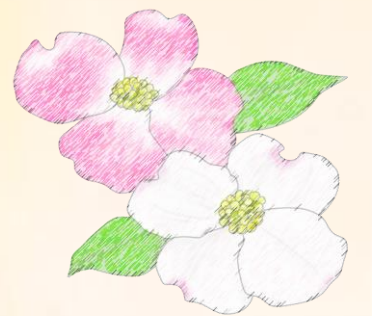
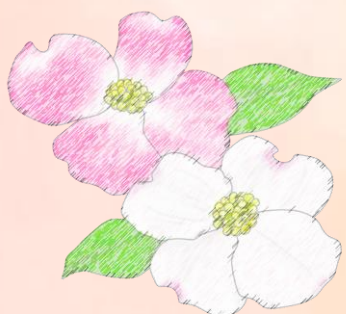
上限
30万円

※予算の範囲内で先着順に
受付しますので、申込み状況
によっては補助を受けることが
できない場合があります。

申請期間

令和4年
4月1日～
令和5年
3月31日

※申請時に支払いが完
了している、住宅費、引
越し費用が対象。



対象者

- ・令和4年1月1日～令和5年3月31日までに結婚した夫婦
- ・結婚時夫婦共に39歳以下であること
- ・夫婦合算の世帯所得が400万円未満であること
(世帯収入約540万円未満に相当)
- ・市税等の滞納がないこと

申請時ご用意いただくもの

- ・婚姻がわかるもの
(婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し)
 - ・所得がわかるもの
(所得証明書の写し)
 - ・住宅の売買契約書及び領収書
 - ・賃貸借契約及び領収書
 - ・引越しに係る領収書
- 等

